

◎タイヤ販売事業者の皆さまへ◎

優越的地位の 濫用行為に注意です!



◎タイヤ公正取引協議会

ごあいさつ

タイヤの販売事業者の皆さま、タイヤ公正取引協議会です。

本冊子は、皆さまの企業コンプライアンスのご参考として頂く目的で、この度作成致しました。

ぜひ手に取り、また社内で共有して頂ければ幸いです。

独占禁止法は企業活動上、重要なルールを定めた法律であることは多くの方がご存知と思います。

同法では、取引上の地位が、相手方（取引先）に優越している事業者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること（優越的地位の濫用）を禁止しており、違反した場合は高額な課徴金が課されるおそれがあります。販売事業者の方におかれては、こうしたことを踏まえ、コンプライアンスに努めていらっしゃると思います。

しかし一方で、こうした行為が仕入れの現場で行われていても、そのことは社内ですら報告されにくく、社内のコンプライアンス部門にとって実態を把握することが困難な場合も多いかもしれません。

当会では、先般、タイヤ業界における、優越的地位の濫用行為に関するアンケートを、タイヤ卸売事業者に対して行いました。

その結果、違法であると直ちには判断できるものではありませんが、違法に繋がる懸念がある実態がみられました。

皆さまタイヤ販売事業者と卸売事業者の間では、長年に亘る商慣習となっていて、問題があることに気が付きにくいケースも多いと思います。

本冊子を機会にして、社内のコンプライアンスとそのため情報の共有に生かして頂ければ幸いです。

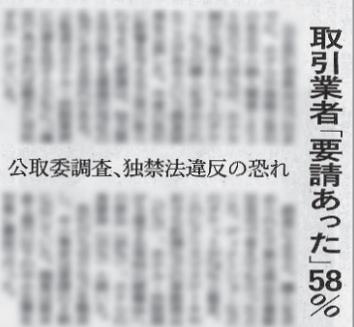
なお、本冊子は、全国のタイヤ販売事業者様に広く送りしているものであり、アンケート調査で問題がみられた事業者様に送りするという趣旨のものではないことをご理解お願い致します。

公取委命令へ 納入業者に搬入作業
エディオン 課徴金40億円



2011年12月28日 日経

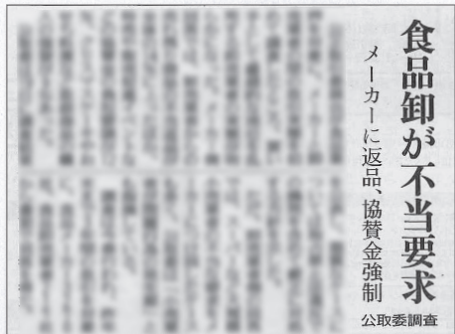
ホテル・旅館「チケット買って」



取引業者「要請あった」58%

公取委調査、独禁法違反の恐れ

2012年5月18日 日経



食品卸が不当要求

メーカーに返品、協賛金強制

公取委調査

2011年10月20日 読売新聞



優越的地位の濫用のガイドブック(公取委)

優越的地位の濫用行為に対しては、公正取引委員会が、高額な課徴金などの処分や、実態調査などを通じて、各業界の取引の適正化を図っています。



不当な経済上の利益の収受など

例えば、次のような事例が該当します。



一方でこのような場合は問題とはなりません。



この他、従来と同じ取引条件で多頻度小口配送に一方的に変更するなど、卸売事業者に対し、本来卸売事業者が提供する必要のない金銭等を提供させることや、卸売事業者が得る利益を超える額を提供させることが該当します。

相手方が得る直接の利益*等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該相手方に不利益を与えることになる場合が該当します。

*直接の利益とは、相手方の売上げ増加となるような場合など実際に生じる流販をいいます。



正当な理由もないのに押し付け販売をする

例えば、次のような事例が該当します。

1



仕入に影響を及ぼし得る人が卸売業者に
自社で販売する商品の購入を要請する

2



卸売業者に組織的又は計画的に
商品の購入を要請する

3



購入を拒否したにもかかわらず
商品を一方的に送りつけたり、重ねて要請する

4



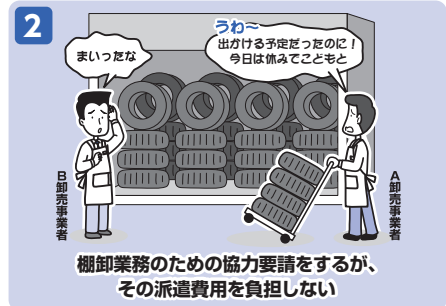
購入しなければ今後の納入取引に影響すると
受けとれるような要請をしたり、又はその
ように受けとれるような販売方法を用いる

相手方が事業遂行上必要としない商品等の購入・利用の要請であって、今後の取引に与える影響を懸念して受け入れざるを得ない場合は押しつけ販売に該当します。



卸売事業者の従業員等を不当に使用する

例えば、次のような事例が該当します。



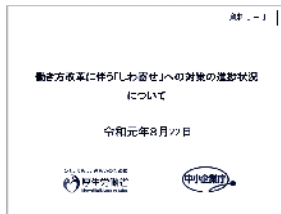
このように卸売事業者のメーカー品ではない商品まで販売応援させることが該当します。

また、単なる労務提供にすぎない販売応援させることが該当します。

一方でこのような場合は問題とはなりません。



このようなケースは直ちには問題とはなりません。前提として、派遣させる卸売事業者の従業員が有する販売技術、能力が活かされる業務であることが大事ですので、棚替えや清掃などはこのケースは該当しません。



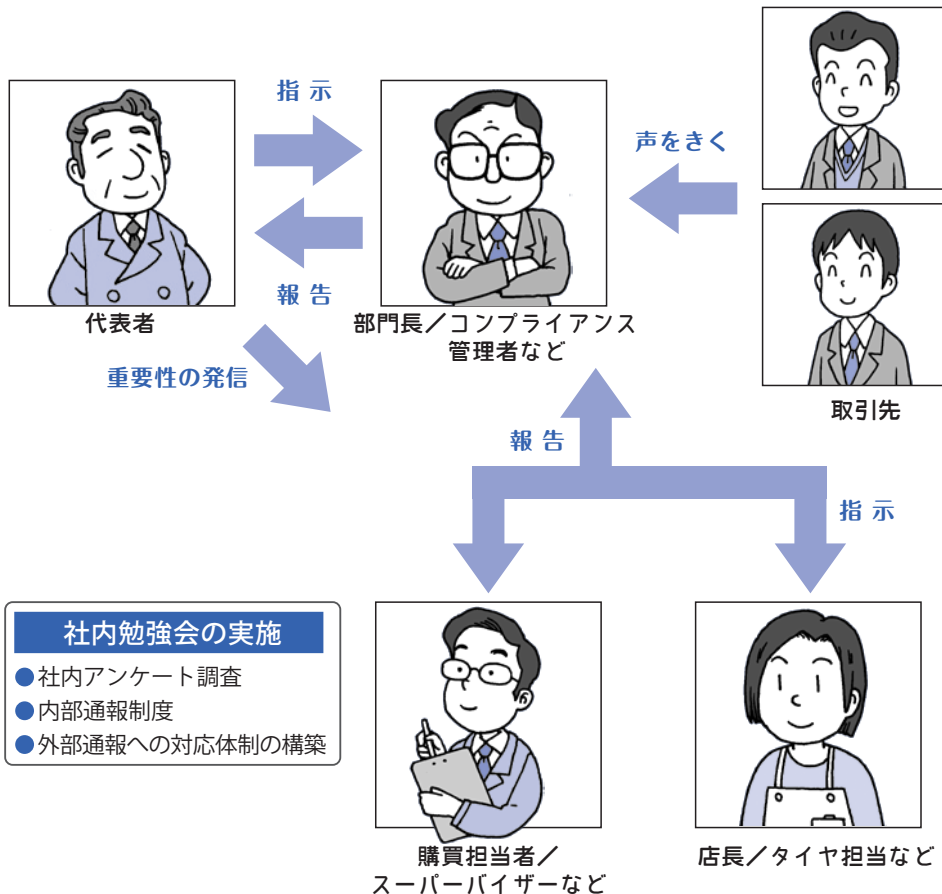
現在、政府として「働き方改革」を進めています。取引先従業員に一方的に休日や時間外の勤務をさせると、この「働き方改革」に逆行する問題ともなりかねません。



How to do コンプライアンス

優越的地位の濫用行為の未然防止をするためには

店長様や購買担当者様だけではなく、大小なりとも取引先に影響を及ぼすことが出来る方を全員対象として、「優越的地位の濫用」についての知識を得る機会を社内で作ることが大事です。



本冊子は当会 WEB サイトからもダウンロードできます。
また、ご必要であればタイヤ公正取引協議会から研修講師を派遣することも出来ます。お気軽にご連絡ください。

タイヤ公正取引協議会

電話 03-5695-4051 FAX 03-5695-8081

<https://www.tftc.gr.jp>

2020.08